



2019年度
枚方市立第四中学校
進路通信
進路指導部発行

No.奨学金特別号
2019.7

大阪府教育庁

中学3年生及び保護者の皆さまへ

高校等進学のための奨学金等制度のご案内(概要)

- 高校等へ進学する際には、入学金や制服代等を納付する必要があります。
- 高校等への進学にあたり、次のとおり奨学金や貸付金の制度があります。
- 概要のみ記載していますので、詳細については、各機関、市町村等に直接ご確認ください。

1 大阪府育英会奨学金

名称・問い合わせ先	資格	貸付額
大阪府育英会奨学金貸付 公益財団法人大阪府育英会 電話(06)6357-6272 http://www.fu-ikuei.or.jp	保護者(親権者)が大阪府民であって、下記所得基準(保護者所得合算)を満たし、高等学校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方 (※1)年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(高校生1人・中学生1人)の4人世帯の場合の例です。(実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)により判定します。)	下記(貸付限度額(年額))の範囲内で希望する額[1万円単位](無利子) ◎申請時期 ・予約募集(奨学資金・入学時増額奨学資金とも) 中学校3年生の9月上旬～10月上旬頃 各学校が定める期間 ・在学募集(奨学資金のみ(※2)) 高校等在学中の4月中旬～5月上旬頃 各学校が定める期間 (※2)入学時増額奨学資金は、進学後に申込みできません。
【奨学資金】	【所得基準】 1 国公立・私立とも 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 418,500円未満 (年収めやす(※1)800万円未満) 2 私立のみ 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 418,500円以上 578,500円未満 (同 800万円以上 1,000万円未満)	【貸付限度額】 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額(※3)+その他教育費・10万円 (授業料負担が実質無償となる場合は、10万円) 2 私立のみ 24万円 (授業料実質負担額(※3)が24万円を下回る場合は、その額。また、私立高校生を2人以上の子どもの扶養する世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。) (※3)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
【入学時増額奨学資金】	【所得基準】 国公立・私立とも 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 257,500円未満(同 590万円未満)	【貸付限度額】 国公立：5万円以内 私立：25万円以内

■ 返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金となります。約束とおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。

2 その他の奨学金・貸付制度(主なもの)

名称・問い合わせ先	資格	貸付額
市町村の奨学金 お住まいの市町村	奨学金制度の有無・内容等については、直接お住まいの市町村にお尋ねください	
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支援費) (社福)大阪府社会福祉協議会 電話(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyo.or.jp	・大阪府内に居住していること(居住地と住民票が一致していること。) ・他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯 (他の制度による貸付が可能な場合には、他の制度を優先して活用していただくこととなります。)	・教育支援費(月額)(無利子) 高校 … 35,000円以内 高等 … 60,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り1.5倍の額まで引き上げ可能 ・就学支援費(無利子) 500,000円以内 ※入学年度の4月末までに申し込む必要があります ◎居住地の市町村社会福祉協議会への事前相談が必要です
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支援資金) 子を扶養する親が居住する市町の福祉事務所等(福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は府子ども家庭センター) http://www.pref.osaka.lg.jp/kat-eishien/boshikatei/kashitsuke.html ※要件により貸付できない場合や貸付まで時間を要しますのでお早めにご相談ください。	・20才未満の子を扶養する母子家庭の母及び、父子家庭の父、寡婦(配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方)が扶養する子 ・父母のない20歳未満の児童 ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設ける場合、子自身が借主として貸付申請できることもあります。 ※20歳未満の子が申請する場合、法定代理人の署名が必要 ※返済能力を有すること	・修学資金：無利子(月額) 府外私立高校(自宅外) 52,500円以内 ※高校無償化制度等との差額貸付のため府外私立高校に限り貸付可 ・就学支援資金：無利子(入学時のみ) ※私立・自宅進学の場合 高校・高等 410,000円以内 ◎貸付限度額は公立・私立、自宅・自宅外等の区分により異なります。 ◎大阪府育英会との併用については、貸付額に制限があります。 ◎必要かつ返済可能な範囲での貸付額となります。 ◎違約金(延滞金) 年5.0%かかります。

名称・問い合わせ先	資 格	貸 与 額
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制課程 修学奨励費 府教育庁教育振興室 高等学校課 中央区大手前3-2-12 電話(06)6941-0351 内線3432	1 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者であること。 2 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、生徒本人及び保護者(親権者等)それぞれの道府県民税・市町村民税所得割の合計額が85,500円未満の者であること。 また、平成31年4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割の合計額が85,500円未満の者であること。 3 経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること。 4 大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者であること。 5 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること(科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること。)。	◎貸与額 月額9,000円に、申請年度の在学月数を乗じた額を貸与します。 ※ 奨学のための給付金を給付される者は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。 ◎返還免除 1 高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2 転動その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合 ◎申請時期 10月上旬～10月下旬(予定) ◎貸与決定時期 12月中旬(予定)
交通遺児育英会奨学金 (公財)交通遺児育英会 7-1-10 (0120) 521286 https://www.kotsuuii.com	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症等で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時25歳までの人) 家計基準 高校・高専 世帯収入が780万円以下の方 ※給与以外の所得者の世帯は360万円以下の方	・奨学金(月額)(無利子) 高校・高専・専修学校高等課程 2万円、3万円、4万円から選択 ・入学一時金(無利子、1年生時のみ) 高校・高専・専修学校高等課程 20万円、40万円、60万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 電話(0120)77-8565 http://www.washinaga.org/	保護者等が病気や災害(道路における交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または著しい障害(1～5歳)を負い、教育費に困っている家庭の生徒・学生	・奨学金(月額)(貸与部分は無利子) 高校・高専(1～3年生) 国公立…45,000円 (内貸与25,000円、給付20,000円) 私立…50,000円 (内貸与30,000円、給付20,000円) ・入学一時金(無利子・予約採用者に限る) 私立高校…300,000円(貸与) ◎他制度と併用できます
大阪交通災害遺族会奨学金 (公財)大阪交通災害遺族会 電話(06)6761-5296 http://www.pansy.or.jp/	・大阪府内在住で中学、高等学校、高等専門学校、大学(短大含む)、専門学校等に入学する交通遺児	・入学準備金(無利息) 公立高校・高等専門学校100,000円、私立高校・専門学校200,000円 ・奨学金(無利息) 毎月最高2万円まで
日本政策金融公庫 (国の教育ローン) 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話(0570)008656 または(03)5321-8656 https://www.jfc.go.jp/	保護者の世帯の年間収入(所得)が次の金額以下であること 子どもの数 給与所得者(事業所得者) 1人 790万円(590万円) 2人 890万円(680万円) 3人 990万円(770万円) 4人以上 コールセンターにお問い合わせください。 ◎子供の人数が2人以下で世帯の年間収入(所得)が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円(所得770万円)以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。	生徒1人につき350万円以内 利率 年1.78%(平成31年3月現在) 返済期間 15年以内 (交通遺児家庭、母子家庭や父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方については18年以内)
ヒューファイナンスおおさか 高校入学準備資金融資 府内市町村の進路相談窓口 又は 府教育庁高等学校課 電話(06)6946-7599	・大阪府育英会奨学金の利用(予定)者で、奨学金が貸与される前に入学料や授業料等を支払う必要がある方 ・他の貸付制度を利用することができない方 ※連帯保証人が必要	60万円以内 利率 年1.78%(平成31年3月現在) ※ヒューファイナンスおおさか 所定金利 ◎事前に市町村の進路相談窓口又は府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループで相談を受けることが必要です

その他の奨学金制度や各制度の詳細については、

大阪府教育委員会のホームページ

大阪府 奨学金について



をご覧ください。

私立高校等の場合、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。

【お問い合わせ先】

- 大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループ
電話(06)6946-7599(平日の午前9時～午後6時)
- 各市町村の進路相談窓口
お住まいの市町村にお問い合わせください

奨学金制度は、先輩から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度ですので、利用する場合はしっかりと返還計画を立ててください。

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について
【国】高等学校等就学支援金 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金



©2014 大阪府しずかん

■授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高校や専修学校高等課程、各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校等（以下「専修学校高等課程等」）についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高等学校等の授業料が無償となるよう支援しています。

■授業料無償化制度の内容（平成31年度新入生の場合）

①就学支援金(国制度) 入学時に学校で手続きを行います。

《全日制高校・専修学校高等課程等》

・保護者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額（親権者合算）が、507,000円未満の世帯に対し、基礎額として、月額9,900円（年額118,800円）が国から支給されます。

《通信制高校》

・保護者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額（親権者合算）が、507,000円未満の世帯に対し、基礎額として、1単位あたり4,812円が国から支給されます。（年間30単位、通算74単位が上限）

・毎月1日に在学する生徒が支給対象となり、府から私立高校等へ振り込みます。
・保護者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額（親権者合算）に応じて支給額が加算されます。

【就学支援金の支給額】

●在学する私立学校の授業料額が上限となります。

所得割額 (親権者合算)	加算割合	全日制高校・専修学校高等課程等	通信制高校
0円(非課税)、生活保護	2.5倍	月額24,750円(年額297,000円)	1単位あたり、12,030円
85,500円未満	2倍	月額19,800円(年額237,600円)	1単位あたり、9,624円
257,500円未満	1.5倍	月額14,850円(年額178,200円)	1単位あたり、7,218円
507,000円未満	-	月額9,900円(年額118,800円)	1単位あたり、4,812円
507,000円以上	-	対象外	対象外

②授業料支援補助金(府制度) 大阪府内在住の生徒・保護者が対象

【必要な要件】

- ・生徒とその保護者（親権者全員）が、大阪府内に在住していること。
- ・10月1日(基準日)に府内の私立高校等のうち、教育長が指定する就学支援推進校に在学していること。
- ・生徒が、就学支援金を受給していること。
- ・保護者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額（親権者合算）が、基準の範囲内であること。
- ・在学する私立高校等が指定する期限までに、学校において必要な手続きを行うこと。

■授業料支援の内容（平成31年度新入生の場合）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

- ・保護者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額（親権者合算）が下表のA～Cランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（年間60万円）を上限に補助金が交付されます。（授業料が年間60万円未満の学校の場合は、その額が上限となります。）
- ・授業料が年間60万円を超える場合でも、差額は私立高校等に負担していただきますので、保護者の授業料負担は実質無償となります。
- ・保護者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額（親権者合算）が下表のDまたはEランクの場合は、私立高校生を含んで人人以上の子どもを扶養する世帯については「多子世帯」としてさらに手厚い支援が受けられます。
※「多子世帯」については、次頁下段を参照してください。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額（平成31年度入学生の場合）】

所得区分	モデル世帯の 年収めやす ※(1)	所得割額 (親権者合算)	就学支援金 (国) ①	授業料支援補助金 (府) ②	支援額の計 ①+②	保護者負担 (授業料が 60万円の 学校の場合)
Aランク	250万円未満	0円(非課税)、生活保護	297,000円	303,000円	600,000円	0円
Bランク	350万円未満	85,500円未満	237,600円	362,400円		
Cランク	590万円未満	257,500円未満	178,200円	421,800円		
Dランク	800万円未満	418,500円未満	118,800円	(481,200円) <381,200円> 281,200円	(600,000円) <500,000円> 400,000円	(0円) <100,000円> 200,000円
Eランク	910万円未満	507,000円未満		(381,200円) <181,200円> 0円	(500,000円) <300,000円> 118,800円	(100,000円) <300,000円> 481,200円
対象外	910万円以上	507,000円以上	0円	0円	0円	600,000円

【3段書きの<>内は、私立高校生を含めて2人の子どもを扶養する世帯等の場合
()内は、私立高校生を含めて3人以上の子どもを扶養する世帯等の場合】

《通信制高校》

- ・保護者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額（親権者合算）が下表のA～Cランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（1単位あたり10,032円）を上限に補助金を交付します。（1単位あたりの授業料が10,032円未満の学校の場合は、その額が上限となります。）
- ・授業料が1単位あたり10,032円を超える場合でも、差額は私立高校等に負担していただきますので、保護者の授業料負担は実質無償となります。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と1単位あたり支給額（平成31年度入学生の場合）】

所得区分	モデル世帯の 年収めやす ※(1)	所得割額 (親権者合算)	就学支援金 (国) ① ※(2)	授業料支援補助金 (府) ②	支援額の計 ①+②	保護者負担 (授業料が 1単位あたり 10,032円の 学校の場合)
Aランク	250万円未満	0円(非課税)、生活保護	※(3) 10,032円	0円	10,032円	0円
Bランク	350万円未満	85,500円未満	9,624円	408円		
Cランク	590万円未満	257,500円未満	7,218円	2,814円		
府対象外	910万円未満	507,000円未満	4,812円	0円	4,812円	5,220円
国対象外	910万円以上	507,000円以上	0円	0円	0円	10,032円

- ※(1) モデル世帯とは、4人世帯（夫婦どちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人））のケースです。
- ※(2) 就学支援金の支給額は、年間の履修単位数が30単位以下の場合の1単位あたりの支給額です。
- ※(3) Aランクの就学支援金の支給額は、計算上は1単位あたり4,812円×2.5倍＝12,030円となりますが、この表は、1単位あたりの授業料が10,032円の学校の場合の額です。

■必要な提出書類（入学後、私立高校等において申請手続きが必要です！）

就学支援金、授業料支援補助金を受けるための手続きは、**入学後、在学している私立高校等で行います。**
学校の案内に従って、**提出期限までに必ず以下の書類を提出してください。**

- ①各補助金の申請書（国・府いずれの要件も満たす場合、それぞれの制度の申請書を提出する必要があります。）
 - ・国制度：受給資格認定申請書・収入状況届出書（各学校より生徒に対して配布されます。）
 - ・府制度：授業料支援申請書（各学校から大阪府内に住所を有している生徒に対して配付されます。）
- ②保護者全員の所得割額が確認できる書類（マイナンバー（個人番号）を基に、所得割額の確認を行います。）
【市町村民税・道府県民税所得割額等を確認するために必要となる書類（平成31年度の場合）】

●必要書類

	必要となる書類
マイナンバー（個人番号）を確認する書類（いずれか1つ）×1	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの写し ※2 ・個人番号通知カードの写し ※3 ・個人番号が記載された住民票の写し ※4 （住民票記載事項証明書でも可）

- ※1 マイナンバーは平成30年度・平成31年度の市町村民税・道府県民税所得割額を確認するために使用します。
- ※2 マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲のみで活用します。
- ※3 郵送により個人番号カードの写し等を提出される場合は、本人確認のための書類（顔写真付きの個人番号カードの表面の写し又は免許証の写し、パスポート等）を合わせて添付してください。
- ※4 生活保護を受給している世帯で税の申告をされていない方については、生活保護の受給証明書を提出してください。（その場合、マイナンバーの提出は不要です。）

- ・就学支援金（国制度）については、マイナンバーを提出し認定を受ければ、その後の手続きは原則不要となります。ただし、保護者に変更があった場合や、税額更正があった場合には手続きが必要ですので、通われる私立高等学校等にご確認ください。
- ・**授業料支援補助金（府制度）については、毎年度申請が必要**です。
- ・世帯の状況に応じて他の書類が必要となる場合は、追って申請した学校より連絡がありますので案内に従って書類の提出をお願いします。
- ・やむを得ない理由によりマイナンバーを使用しない場合は、申請書様式や提出書類が異なります。詳しくは通われる私立高等学校等にご確認ください。

③健康保険証の写しと在学（在校）証明書（「多子世帯」に該当する場合に限る）

●「多子世帯」とは…

所得区分が、DまたはEランクに該当する場合、私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯等については、「多子世帯」としてさらに手厚い支援が受けられます。（前頁上表を参照）

※ただし、19歳以上の子どもについては、以下に該当する学校に在学している者に限り人数に含めます。
なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間に限り、特例的に人数に含めます。

- ・保護者が扶養している子どもの人数を確認するために健康保険証の写しをご提出ください。
- ・国民健康保険加入者は、国民健康保険証ではなく、世帯全員の住民票（続柄表記のもの）を提出してください。
- ・いわゆる浪人生に該当する子どもがいる世帯については、予備校等の在学証明書または当該子どもに対する教育費負担にかかる申出書を提出してください。（申出書については通われる学校の事務室より様式を受け取ってください。）
- ・19歳以上の子どもで、大学等に在学している者を人数に含める場合は在学（在校）証明書の提出をお願いします。

■「多子世帯」の対象となる学校の範囲

（保護者に扶養される19歳以上の子どもが以下の学校に在籍している場合は人数に含めることができます。）

<高校段階> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる以下の学校

※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

- ・私立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）
- ・公私立専修学校（高等課程）
- ・国公私立高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- ・「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所（※）
- ・「調理師法」にもとづく調理師養成施設（※）
- ・「製菓衛生師法」にもとづく製菓衛生師養成施設（※）
- ・「理容師法」にもとづく理容師養成施設（※）
- ・「美容師法」にもとづく美容師養成施設（※）
- ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）

（※）専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

※ただし、高校等卒業後、1年間に限り、いわゆる浪人生についても、特例的に大学等の学生とみなします。

■その他留意事項

- 所得区分の判定は、保護者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額（親権者合算）で行い、毎年度判定します。
- 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が他府県で課税されている場合は、大阪府内に住所があることを確認する必要があるため、住民票（生徒及び保護者について記載されているもの）が必要となります。
- 市町村民税所得割額または道府県民税所得割額の更正や、大阪府外への転居、離婚等による保護者の変更等によって、支給額が変更される場合があります。
- 大阪府内在住の保護者が、勤務先の命令により、他府県に単身で赴任せざるを得なくなった場合、辞令の写し等を申請書類に添付することで、大阪府内在住とみなすことができます。
- 保護者の全員または一方が海外に在住しており、市町村民税所得割額および道府県民税所得割額を証明する書類が発行されない場合は、就学支援金の加算と授業料支援補助金は、支給対象外となります。
- 入学金や教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象外です。
- 私立高校等は、生徒の10月1日時点の在学を確認後、10月末ごろに府から学校へ振り込まれる補助金によって、授業料の還付や相殺（差し引き）を行います。したがって、授業料無償化の対象となる場合であっても、私立高校等への就学支援金・授業料支援補助金の交付前に納期が到来する授業料等については、一旦納付していたら必要があります。（授業料等の納付が困難な場合は、在学する学校の事務室にご相談ください。）
- 生徒が、10月1日より前に私立高校等を転退学した場合、その年度における授業料支援補助金は、支給されません。（就学支援金は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）
- 授業料の還付や相殺（差し引き）の方法は、私立高校等によって異なります。詳細は学校の事務室にお問合せください。
- 私立高校等が実施する独自の奨学金や減免制度が適用される場合は、支給額が減額されることがあります。
- 私立高校等に在学中、学費負担者の失業や倒産などにより家計が急変し、授業料の納付が困難になったときは、別途、授業料の減免制度の対象となる場合があります。詳細は、学校の事務室にお問い合わせください。
- この制度は、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの入学生が卒業するまでの間適用されます。

【制度に関する問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ピピッとライン
電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私立課 私立高等学校等授業料支援補助金担当
〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階
電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276

※申請書類の提出期限や授業料の還付・相殺時期に関することは、**学校の事務室にお問い合わせください。**

【大阪府ホームページ】

「私立高校生等に対する授業料支援について」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>



©2014 大阪府しずやん